

令和4年度 第4回生駒市行政改革推進委員会 会議録

開催日時 令和5年2月17日(金) 午前10時～午前12時

開催場所 生駒市コミュニティセンター 401会議室

出席者

- (委員) 森委員長、高山副委員長、稲山委員、松岡委員、森岡委員、松山委員、田中委員
(事務局) 杉浦総務部長、知浦行政経営課長、岡田行政経営課課長補佐、島田行政経営課経営係主任
(欠席者) 新子委員
(傍聴者) なし

1 開会

2 案件

- (事務局) 【資料1の2～11ページ、資料2の該当ページについて説明】
- (委員長) 「1(3)負担金、交付金等との違い」とあるが、補助金と負担金は見方の違いだけで、きれいに線引きできるものではない。そのため、名称を〇〇補助金と明確にしておかないと、担当課も混乱するのではないか。
- (事務局) 担当課にヒアリングする中で、本来は負担金だが補助金という名称になってしまっているものについては、名称を負担金に変えてほしいと伝えている。
- (委員長) 補助金と負担金の区別を明確に付けられるようにしてほしい。
- (事務局) 今後新たに創設するものが、補助金なのか負担金なのかを明確に区分できるよう、指針案5ページのフローのとおり、最初に検証シートを作成してもらう予定である。現状は、予算が成立してから要綱を作成しているが、補助金交付の目的や成果、最終年度等の説明がつきにくい。そういった課題があるため、補助金を創設する際は、まず検証シートをつくってもらい、それをもとに予算査定に臨んでもらおうと考えている。行政経営課が2次検証をする中で、本当に補助金なのか、負担金ではないかといった点についても検証する予定である。補助金は間接的な利益を受けるもの、負担金は直接的な利益を受けるものという点が大きな違いである。
- (委員長) 高齢者福祉といった抽象的な利益を受けるものが補助金で、もっと具体的な利益を受けるものが負担金というイメージか。5ページ(2)について、性質別に分析した理由は何か。
- (事務局) 以前の審議の中で、執行率の話が出てきたからである。全136件で執行率を出したところ、それほど悪くなかった。しかし、個別で見ると執行率が非常に悪いものがあった。そのため性質別に分析してみたところ、自治会等へ交付している市民参加型補助金や誘導促進型補助金の執行率が悪いことが明らかになった。これらの補助金は、コロナ禍により事業が実施できなかったという経緯がある。
- (委員) 「(1)補助金交付の状況」について、件数を中心に記載されている。しかし、例えば

交付先が協議会等の補助金については、交付件数は多いが金額は少ない。そういったこともあるため、金額についての説明も加えた方が良い。

(委員長) 9 ページについて、運営費補助の 40%以上が、補助率や補助単価の設定が不明確な部分があるという分析結果になっている。しかし、運営費補助は、補助率や補助単価の設定根拠を明確にすることは難しいのではないかと。そもそも運営費補助として事業を特定せずに補助した方が、政策効果が上がるものもあるのではないかと。この書き方では、ネガティブな印象を与えてしまうのではないかと。

(事務局) 10 ページまでは現指針に則しているかを客観的に検証しているので、則さない運用になっていけばネガティブな書き方になってしまう。

(委員長) 承知した。

(事務局) 11 ページに、なぜ指針が守られていないのかといった点をまとめている。

(委員長) 交付先の協議会という表現が分かりにくい。

(事務局) 具体例を挙げた方が良いかと。

(委員) 社会福祉協議会や商工会議所など公益的な団体ということか。

(事務局) そのとおりである。分かりにくいいため注釈を加えておく。

(委員) 社会福祉協議会のような大きい団体と、それ以外の小さい団体を一緒にまとめると、中身の分析が十分にできないのではないかと。特徴的なものは分けた方が良いのではないかと。総合的な分析と社会福祉協議会のような特徴的な団体を除いた団体の分析をした方が良いのではないかと。

(委員) 補助金額の大きさを分類し、分析してみるのはいかがでしょうか。

(委員長) 確かに金額の幅が分からないとイメージが付きにくい。補助金額で区分し、分析してみしてほしい。

(事務局) 補助金額は年度によって変わったり、金額ではなく補助対象経費の何割といった交付の仕方をしているものもあり、分析は難しいのだが、金額の区分によって何を明らかにしたいのか。

(委員長) 補助金についての客観的なデータを示すものなので、データを示すことに意味があるため作業をお願いしたい。

(委員) 行政改革という観点から考えると、高額な補助金を見直すと効果が大きい。補助金額の少ない補助金を多数削減しても効果は薄い。金額は重要な観点である。

(委員) 市民にとって分かりやすい内容にすることで、市民から意見をもらうことができる。

(事務局) 検討する。

(委員) せっかく補助金が予算化されていても、執行されなければ意味がない。執行率はきちんと分析しておくべきではないかと。執行率が低いのであれば、上げるための工夫が必要である。

(委員長) 執行率についての分析も必要である。使い勝手が悪いから執行率が低いという補助金もある。税金を効率的に使うためにはそういった検討も必要である。

(事務局) 執行率を示すことは可能だが、コロナの影響を大きく受けている。

(委員長) コロナ前の数値を表示すれば良い。

(事務局) 承知した。それでは令和元年度決算で執行率を出す。

- (委員) 予算が余っているから、年度末に使い切ってしまうために支出するという傾向も一般的にはあると思うので、未執行の理由をはっきりさせることが重要である。
- (委員長) 執行率が高くても低くてもよし悪しがあると思うが、まずはデータとして示すことに意味がある。
- (事務局) 令和元年度に予算がある補助金が対象となるので、件数が令和4年度と合致しないが良いか。
- (委員長) 問題ない。
- (事務局) 委員から以前意見をいただいた、少額の補助金なのに、何度も申請書等を提出しなければならないという意見は指針に反映させている。また、どういった補助金があるかをそもそも知らないという意見もあった。終期設定されていても周知されていなければ、いつか活用しようと考えている間に補助期間が終了してしまい、活用されないまま終わってしまうという意見もあった。そういった意見は指針案に反映させている。
- (副委員長) 補助金に対する変なイメージや疑念が増幅されるような書き方にならないようにしてもらいたい。
- (委員長) 周知をどう工夫するかということが重要である。それらを指針の中にどううまく組み込めるか。これからは市民協働が重要になってくる。
- (事務局) 今年度から市ホームページに各担当課が作成している要綱を全て公表している。
- (委員) 補助金は全て市ホームページに公開されているのか。
- (事務局) 公開していると思うが、確認はできていない。
- (委員) 市民の意見を聞いて制度を変えていくことが重要なので、市ホームページへの公開の仕方を工夫してほしい。
- (事務局) 現状は各課のページに補助金のページがあるだけで、補助金についてまとめたページがない。今後は、補助金というバナーを押したら、事業者向け、市民向けといった対象者ごとに補助金がまとめられたページを作成したいと考えている。もう一つは、補助金交付の成果を市民にしっかり公表するために、検証結果もホームページに掲載し、透明性を確保していく必要があると考えている。
- (委員長) 市民からすると、どんな補助金があるかも分からない。そもそも補助金という存在自体を知らない人もいる。そういった人にも知ってもらうことが重要というのが委員の意見である。ホームページを作成するのも良いが、自治会を通じて補助金をまとめたホームページを作成したことを周知してもらうなど、補助金の存在自体を知らない人にも知ってもらう必要がある。
- (事務局) 毎年広報紙で補助金の特集を組んでいるが、いくつかの補助金をピックアップしたものである。今後は、一覧ページを作成し、次年度以降の広報紙で、その他の補助金についてはホームページに記載しているため確認してみしてほしいと周知することは可能である。
- (委員) 11ページ下段について、厳格なルール設定に問題があったという書き方になっているが、市が指針を守れない理由は何があるのか。ルール設定が厳しすぎたために、従えないと無視したのかもしれない。なぜ守れなかったのかを書くべきではないか。

この書き方だと指針にだけ問題があったように受け取られる。また、協働のまちづくりの推進とどう合わないのかが分かりにくい。

(事務局) 「協働のまちづくりの推進」という基本方針と合わないという点については、事業費補助の原則の部分である。一部の団体に対しては、事業費補助ではなく、運営費補助として、団体のノウハウを積極的に活用した事業を実施してもらう方が良いという点である。

(委員) 補助金の受け手からすれば、使い勝手が悪いということか。

(事務局) そういう話もあった。しかし、公金であるため、何にでも使用可能としてしまうのは良くないという話もあった。どこまで緩めるかは難しく、それを指針で具体的に書くことは困難である。

(委員) 例えば、自治会で花壇の整備をしているが、肥料や花苗代は補助対象経費となるが、お茶代は対象外である。この経費は自治会が負担している。補助金は使い道が非常に制限されているように感じる。批判を避けるために制限をきつくしているイメージがある。もう少し大胆な補助金制度にしなければ、縛られ過ぎて使い勝手が悪いものになってしまう。

(委員長) 具体的に指針に記載することは難しい。しかし、こういった議論は記憶に置いておき、具体的に補助金を見直すときに思い出す必要がある。指針を守っていないことについて、行政側に問題がなかったのか。その点は記載しておく必要があるのではないか。解釈や認識の食い違い等については書いておくべきではないか。それは新指針で改善させる必要がある。

(委員) 柔軟にとはこういった意味か。

(事務局) 申請書をまとめて提出できるようにする等、使いやすさについてである。

(委員長) 「厳格なルール設定は必要だが、これまでのルールでは、『第3次生駒市行政改革大綱』に掲げる～と合わなくなっている部分がある。」としてはどうか。厳格なルール設定が問題ということではない。行政が機械的に運用してしまうと、協働によるまちづくりに支障が生じてしまうということではないか。「実際の運用の面において」という表現を入れてはどうか。

(委員) 具体的には書けないことは分かるが、これでは説明が足りない。

(委員) 厳格なルールで縛るということと、決めたルールを厳格に守ることが混同してしまっている。

(委員) お茶代や弁当代を補助対象経費とするかは指針には記載されておらず、各担当課が要綱の中で決めることである。

(委員長) 要綱が厳格すぎるということか。指針は法律のようなものであり、その法律を、ロボットのよう機械的に解釈してしまうから齟齬が起きている。指針の範囲内で、市民協働を果たせるよう運用していく必要がある。

(事務局) 11ページの(4)について、「終期が到来した際も～」という表現が、終期が到来してもそのまま継続しているように捉えられるため、書き方を見直す。

(事務局) 【資料1の12ページ、資料2の該当ページについて説明】

(委員長) 事業費補助の原則について意見はあるか。

- (委員) 運営費補助がなければ運営していけない団体があることは確かである。しかし一方で、団体を運営する部分にまで補助金を交付するのはどうかという点もある。ただし、実情として、高齢者が集まっている団体が積極的に事業を行うことは難しいため、協議会自体に補助金を交付しなければ活動できない。そういった団体に事業者補助へ移行すべきといっても難しい。どのような団体であれば運営費補助を認めるか、線引きが難しい。
- (委員長) 頭に浮かんでいるのは社会福祉協議会である。相当な公益性が認められる場合のみ、特例的に運営費補助を認めるということで良いのではないか。
- (事務局) 運営費補助を認める団体については、補助金交付の成果を事業費補助以上にしっかり検証し、その検証結果を公表する必要があると考えている。
- (委員長) 運営費補助については成果を測ることが難しいのではないか。団体をきちんと運営しているかどうかといった点でしか成果を測ることができないのではないか。
- (委員) 社会福祉協議会の予算決算を見ているが、なんとか運営できているという印象を受ける。
- (委員) 社会福祉協議会に対し、他市はどのような補助の仕方をしているのかが気になる。
- (委員長) 特例とは、高い公益性公共性が認められるということと理解する。提言及び指針については、この書き方で問題ないと思う。
- (委員) 2分の1補助では使いにくい。補助金をもらうにあたっての手間が大きいので、結局自分達で負担した方が楽だと感じてしまう。
- (事務局) 例えば、花壇に花を植える活動をしている方は、自分達の活動がまちのためになっているという満足感があり活動している。その活動に対し、市が、公共性があると判断し、補助金を交付している。あくまでも支援という考え方である。全額補助となると委託に近くなってしまう。補助金は自主的な活動を支援するという考え方が大前提である。
- (委員) 自治会活動は様々な団体の様々な活動が含まれている点が、他の団体との大きな違いである。
- (委員長) 提言としてはこの書き方で良いと思う。
- (委員) 昔、ごみ処理機の補助金を申請したことがあるが、一律に2分の1補助というのは良くないと思う。
- (委員長) 一律2分の1補助ではなく、柔軟に対応したほうが良い。指針には少額補助のことしか書いていないので、他にもあるのではないかという気がした。例示をもう少し考えてほしい。

その他

- (事務局) 第5回会議は、2月27日(月)午前10時からコミュニティセンター201・202会議室で開催する。

閉会